

地域の小・中学校に在籍する発達障害児に対する支援
—健康科学大学における特別支援教育学生支援員の
実施とその課題—

池田 由紀江 石原 廣人 中村 彩香

Educational Support for Developmental
Disorder Children in Community
—An Actual Condition of Student-Helper
in University of Health Science—

Yukie Ikeda, Hiroto Ishihara, Ayaka Nakamura

抄 録

山梨県教育委員会の発達障害児を対象とした「特別支援教育学生支援員派遣事業」に、健康科学大学学生6名が参加した。その意義と課題を明らかにするために、学生に対して調査を実施し検討した。その結果、地域の小・中学校に在籍する発達障害児の支援の目的は達成されており、学生支援員の意義は大きいものがあると思われた。また、発達障害児の理解とその支援方法等について、学生は多くのことを学習することができた。学生支援員の事業は、本学と地域の小学校、中学校との連携にとっても大きな貢献をしており、今後も充実していくことが期待される。

今後の課題としては、他大学が行っているように授業の単位として認定できるように検討したい。

キーワード：学生支援員
特別支援教育
発達障害児

1 はじめに

2007年（平成19年）4月1日から改正された学校教育法が施行され、障害児教育における大きな変革が行われた。その主な点は、従来の盲、聾、肢体不自由、病虚弱、知的障害等に細かく分類した学校（盲学校、聾学校、養護学校）において教育する形態から、障害種別を超えた「特別支援学校」に一本化されたこと、特別支援学校は、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の教育について助言又は援助を行う（いわゆるセンター機能）こと、そして、小・中学校においては、LD、ADHD等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定したことであった。

つまり、小・中学校の通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育を行うことが明確に位置づけられ、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害児や注意欠陥多動性障害（ADHD）児、自閉症などの広汎性発達障害など軽度の障害のある児童生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うこととなった。

上記の発達障害や学習が困難な児童生徒で通常の学級に在籍しているものは、約6.3%（文部科学省調査）にも昇ることが明らかになり、文部科学省はこれらの教育上支援を必要としている児童生徒等に対して、様々な体制整備事業を行ってきている。そのひとつが、公立小・中学校における特別支援教育支援員（介助員及び学習支援員等）や学生支援員事業である。

2 学生支援員とは

文部科学省は19年度より「特別支援教育体制推進事業」を展開したが、その具体的な事業には特別支援教育連携協議会、巡回相談、学生支援員の活用が含まれていた。発達障害児等に対する特別支援教育のための学生支援員の活用は、平成19年度より全国の小・中学校で開始された。

平成20年もこれを継続する形で進められており、文部科学省は平成20年4月1日付け初等中等教育局長名で「発達障害等支援・特別支援教育推進事業」において、学生支援員を活用した支援として次のように指示している。

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、教員志望の学生等を「学生支援員」として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校へ派遣し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援に当たらせることができる。実施に当たっては、学生が所属する大学等と、単位認定の有無、学生指導の有無、保険等について、事前に十分に協議すること。

なお、学生支援員が、障害のある幼児児童生徒に支援を行うに際しての基礎的な知識を習得するため、必要に応じて、事前に講習会を実施すること。

これを受けて、山梨県では、学生支援員事業の実施について、「山梨県特別支援員派遣事業実施要項」を定めた。その目的は以下のようになっている。

山梨県教育委員会は、小・中学校において障害による学習上又は生活上の支援を必要としている児童生徒に対する支援の一層の充実を図るため、山梨県内における教員養成課程を有する大学、又は社会福祉士、臨床心理士等の養成課程を有する大学との連携により、それらの大学に在籍する学生を特別支援教育学生支援員（以下、「学生支援員」という）として小・中学校に派遣する。

平成20年4月に山梨県教育委員会から健康科学大学学長宛に派遣の協力依頼があり、それを受けて直ちに本学において学生に対して学生支援員募集を行った。その結果、6名（うち1名は、後期から参加）が希望した。

平成20年5月1日に「学習支援員事前研修会」を実施し、あわせて山梨県教育庁特別支援教育担当指導主事から事務連絡手続きが行われ、5月中旬より学生支援員として近隣の小・中学校に配属され、実施の運びとなった。

3 研究目的

学生支援員は、平成19年より全国的に実施された事業であるが、まだ、日は浅く、さまざまな課題があると思われる。今年度初めて健康科学大学の6名の学生が参加したが、その実態を明らかにし、今後の課題を検討することが必要であると思われる。

本研究の目的は、学生に対するアンケート調査によりその実態と課題を明らかにし、今後の学生支援員事業の在り方を検討することである。

4 研究方法

1) 対象学生（表1）

平成20年度「山梨県特別支援教育学生支援員派遣事業」に参加した6名の健康科学大学学生に対して、アンケート調査を行った。回収率は、100%であった。

対象となった学生6名の内訳は表1のとおりである。4年生が2名、3年生が4名である。学科別では、1名の作業療法学科所属以外の5名は福祉心理学科の学生である。また、派遣先学校は、1名の学生が中学校であったが、その他5名は小学校に派遣された。

2) 実施期間

アンケート実施期間は、平成20年9月中であった。

3) 調査内容

学生支援員を希望した動機、実際の支援の内容、対象児童生徒の支援で困ったこと、学校の校長・教頭・教員との連絡・相談、学校からの対象児童生徒の支援方針の指導、

表1 対象の学生支援員

No	学年	所属学科	派遣先学校	支援の児童生徒
1	4年	福祉心理学科	小学校	発達障害
2	4年	福祉心理学科	小学校	発達障害
3	3年	福祉心理学科	小学校	発達障害
4	3年	作業療法学科	小学校	発達障害
5	3年	福祉心理学科	中学校	発達障害
6	3年	福祉心理学科	小学校	発達障害

注) No 6の学生は後期から参加

学生支援員として参加したことで得たこと、今後の改善点・要望などであった。

4) 手続き

学生6名へ助手からアンケート用紙を手渡し、1週間後に各自持参してもらった。

5 結果と考察

1) 学生支援員を志望した動機

「教育現場で行われている障害児への支援について学べる良い機会」「障害を持つ子供に興味があった」「発達障害児と関わりを持ち、どのように支援するか学びたかった」「教育分野における福祉の実践を体験するため」「将来スクールカウンセラーという職業に就きたいと考えているので、児童と関わりを持ちたい」「スクールソーシャルワーカーが認可されたので学校現場を知りたい」などであった。

本学は、医療・福祉系の大学であり、他の大学のように教員養成の大学ではないので、教員志望として資質を磨きたいという動機ではなく、「体験したい」「学びたい」「興味があった」からという理由が多かった。また、新しい動向として社会福祉士が学校で「スクールソーシャルワーカー」として業務する事業が始まっていることから、健康科学大学で社会福祉士の国家資格を取得し「スクールソーシャルワーカー」として、将来、発達障害や虐待などの児童や家庭を支援する仕事を視野に入れている学生もいた。

2) 実際の支援の内容 (表2)

表2は、実際の支援の内容を自由記述で求めたものである。

全体をまとめれば、支援の内容は担当教員の教育補助ということができる。発達障害児は、教員がクラス全員に指示したとき、自分に対して指示していると思わない児童生徒が多い。従って、教員のことばの反復、わかりやすい説明でもう一度児童に対して顔をみながら指示することが、非常に重要になる。また、注意が集中できない特徴があることから、注意を促すことも効果があると思われる。これらの支援の内容は、学生支援員の趣旨にそったものであり、発達障害児の支援の一層の充実が可能となる。

3) 児童生徒の支援・対応で困ったこと

表2 実際の支援の内容

No 1	通常の学級で体育を行うときなど、対象児童への整列やゆっくり説明などの補助を行った。
No 2	教室への移動、体育の支援、休み時間一緒に遊ぶ、算数・国語などの時間は特別支援学級で学習支援
No 3	特別支援学級・通常学級での教員の話の復唱や板書の補助、問題を解くための補助、児童を授業に集中させる
No 4	算数、国語の学習支援
No 5	板書の補助、注意が散漫したとき声をかける
No 6	教員の話の内容をわかりやすく反復説明、パニックを起こす児童に気をつけながらコミュニケーションをとる

表3 児童生徒の支援で困ったこと

No 1	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の児童より、集中力が欠けるため作業が遅れてしまったり、課題が終了できないことがある。 ・慣れによって甘えてくる場面が多い。
No 2	<ul style="list-style-type: none"> ・勉強に飽きてしまってなかなか次に進まないときどう対応したらよいか分からなかったが、強制的にやらせるより・ことばかけによって児童の心を引きつける事が大切だと学んだ。 ・自分の思い通りにならないと泣いたりすねることがあり、その後の関係作りに苦労した。
No 3	<ul style="list-style-type: none"> ・集中力が続かず他のものに興味が行ってしまったりして、課題の目的を果たせないことがあった。
No 4	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめのころ、落ち着きがなくなったときどのように対応していいか分からず困った
No 5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自立しているため、どのように支援していいか迷った
No 6	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自分や他人やものをねらって石や砂を投げる、という行動があり、その対応に困った。 ・こだわりや興味を持ってしまったことからなかなかやめさせることができず、興味をそらすのに必死でした。

表3に、その結果を示した。

学生支援員の児童生徒に対する支援において困ったことの本質は、子どもの行動に対するその支援法についてであった。子どもの示す行動は、「落ち着きなさ」「集中できない」「ものを投げるなどの問題行動」「甘え」「こだわり」などである。学生支援員は、事前に発達障害児の特性やその支援方法の研修を受けたが、子どもの実態は一人一人異なるので、実際の場面でははじめはかなり困ったようであった。しかし、担当の教師からの指導などもあり、しだいにその対応の方法を学んでおり、現在に至っている。

発達障害児の支援・対応で困ったことが、予想以上に少なかったことが意外であったが、配属された小・中学校の校長はじめ教員の方々の指導が適切であるためではないかと考えられる。

4) 学生支援員の体験のやりがいとそこから得られたもの

表4に、その結果を示した。

今回、学生支援員事業に参加するに当たって、大学の教育を担当する教員としては、学生を山梨県の特別支援教育に協力させるためだけではなく、学生が特別支援教育学生支援員に参加することで、学生自身の教育的意義を明確にしたかったのである。そのために、「やりがい」と「得られたもの」について質問項目を設定した。

「やりがい」と「得られたもの」は、ほぼ同一の意義であるので学生は書きにくかったかもしれないが、全員、記入してくれた。

「やりがい」の理由には、「楽しい」「子どもの反応が嬉しかった」「自分が役立っている」「子どもが自分を信頼してくれる」「子どもが私ができるのを楽しみにしてくれる」など、子どもとの関わりの中で、自分の役割の意義を見いだしている。また、学校の教師から学ぶことが多く、勉強になっていると述べ、将来の仕事として障害児関係に進路

表4 やりがいと得られたもの

	やりがい	得られたもの
No 1	児童との関わりも楽しい。児童に分かりやすく理解できるように支援していく中で、今まで伝わらなかったことも工夫することによって分かってくれるようになったことが嬉しく、やりがいを感じた。	担任の先生など、先生方の支援の様子を見て、自分自身も支援のしかたを学んだ。児童に理解してもらうには、なぜ、そうなるのか、そのやり方がいいのか、なぜ、してはいけないかなど、具体的に伝えることが大切であることが分かった。
No 2	大変な場面もたくさんあるけれど、それ以上に児童たちと接することがすごく楽しくて、純粋な子どもたちなので優しい気持ちになれる。先生方から学ぶことが多く、とても勉強になっている。将来、障害児関係の仕事に就きたいと思った。	小学校の特別支援教育の現状を見ることができた。
No 3	障害を抱えている児童にも無限の可能性があり、その可能性をのばすことに私も役立っているのだと感じている。	子どもの成長とともに私自身も成長できていると思う。
No 4	大学での勉強だけでなく実際に子どもと接したことで、どんな時生徒が困っているか、不安になるかが分かった。	自分が落ち着きを持って接することで、相手も落ち着き、ゆっくりはなせば通じ合えることができることに気づいた。
No 5	実際に関わることができること、そして、児童も私ができるのを楽しみにしていると聞いたこと。	障害を持っていても、たくさんの可能性を持っている。あきらめないで挑戦するという努力を児童から学んだ。
No 6	障害児だけでなく、他のたくさんの児童と接することができるのでとても楽しいし、障害児が自分を信頼してくれるようになることが嬉しく思う。	まだ、数回なので児童の特徴を捉えることに一生懸命になってしまうことが正直なところ。なれてきたら今よりもきっと違うアプローチができると思う。

を考え始めた学生もいた。

「得られたもの」については、発達障害児の支援の方法を学校の教師から学んだことが多かった。どのように発達障害児に接したらよいかを次第に学生が会得し、理解が深まっているようであった。「障害児が無限の可能性をもっていること」、「障害を持っていても可能性があり、あきらめないで挑戦することの努力」が大切であることを障害児から学んでいる。さらに、学生支援員の経験から、自分自身の成長していることを実感している学生もいた。

以上のように、学生の「やりがい」「得られたもの」は、単に、地域の小・中学校の発達障害児への協力と言うだけにとどまらず、学生自身の成長や人生の在り方をも考える良い機会となっていると言える。

5) 学校の校長・教師との連絡

校長・教頭・担任教師と報告、相談、連絡ができているか、という質問に対し、全員の学生ができていると回答した。また、対象児童の支援方針について学校から説明を受けたか、という質問に対し、全員の学生が受けたと回答した。最後に、対象児童の支援目的について理解して支援をしているか、という質問に対し、全員の学生が支援していると回答した。

全体に、学校側の学生に対する指示は適切であり、学生にとって参加しやすい環境にあると思われた。

6 まとめと今後の課題

山梨県教育委員会特別支援教育学生支援員派遣事業に健康科学大学学生6名が参加した。その意義と課題を明らかにするために、学生に対して調査を実施し検討した。その結果、学生支援員の意義は大きいものがあり、今後も持続することが望まれる。ある学生は、調査の最後に、「とてもすばらしい事業なのでもっと多くの学生が参加してもらうために、知らない学生もいるので募集等を大々的にやってほしい」と述べている。

課題としては、他大学では、学生支援員として参加すると、大学における授業の単位と認定されている。健康科学大学も、今後、単位を与えるような方向で検討する必要があると思われる。

参考文献

文部科学省初等中等教育局長：平成20年度発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項 平成20年4月1日

山梨県教育委員会：山梨県特別支援教育学生支援員派遣事業 特別支援教育学生支援員派遣要項 平成20年4月

Abstract

The purpose of the present study was to clarify the significance and condition about the student-helper program of Education Board of Yamanashi prefecture in 2008. Six students of our University of Health Science applied for this program. Each participant helped each developmental disorder child of elementary school or secondary school in this community. The participants completed a survey composed questions related to motivation, details of support, troubles, what to learn from this program.

The results showed that students were benefited by this program. They learned understanding of developmental disorder children, how to support them by this program.

Key words: student-helper
developmental disorder child
special support education